

危機管理・健康福祉常任委員会 議事次第

令和 8 年 10 月 8 日 (木)
午後 1 時 30 分 ~
於 : 第 5 委員会室

1 開 会

2 付託議案 (討論・採決)

3 所管事項

4 閉会中の継続審査及び調査

5 今後の委員会運営

○ 管内外調査

日 程 : 令和 8 年 11 月 16 日 (月) ~ 17 日 (火)

6 そ の 他

7 閉 会

危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表

議案番号	件名
3	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件

危機管理・健康福祉常任委員会 送付陳情・要望一覧表

令和８年９月定例会

受理番号	受理年月日	件名
1052	R8. 9. 14	障害福祉に関する要望
1053の1	R8. 9. 24	高齢単身者の府営住宅入居に関する特段の配慮を求めることに関する陳情

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1052 号	受理年月日	令和8年 9月14日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
要 望 者					
件 名	障害福祉に関する要望				
要 旨	障害福祉に関し、次の事項について要望する。 1 聴覚情報処理障害（ＡＰＤ等）への啓発及び補助機器への助成について 聴覚情報処理障害（ＡＰＤ等）は、聴力そのものに大きな問題がなくても、話し言葉を聞き取り、理解したり記憶したりすることに困難を抱える状態である。当事者が一定数存在する中、当事者や関係者の集まりにおいても、補聴器、援助システム、ノイズキャンセリングイヤホン等の補助機器の必要性について意見が出ている。また、他地域ではこれらの機器に対する助成制度が設けられている例もある。そこで、聴覚情報処理障害について広く啓発するとともに、当事者が必要な補助機器を利用できるよう、補助機器購入等に対する助成制度を創設・拡充すること。 2 相談支援事業所の増加及び各事業所の人員体制の充実について 障害福祉における相談支援は、当事者が必要な福祉サービスにつながるための重要な役割を担っている。しかし、相談支援事業所によっては一人で業務を担当している場合があり、電話をしても外出中などの理由ですぐに対応してもらえないことがある。また、新たな相談支援事業所を探そうとしても、既に多くの利用者を抱えており、新規の相談を受けることが難しい事業所も多くある。こうした状況を改善するため、相談支援事業所の数を増やすとともに、一事業所あたりの職員数を増やし、迅速かつ継続的に相談対応ができる体制を整備すること。 3 相談支援員等が参加する会合の議事内容の公表について 障害福祉に関する相談支援員等が集まる会合において、どのような議論が行われ、どのような方針や決定がなされているのか、				

当事者からは見えにくい状況がある。そのため、個人情報や業務上の秘密等に配慮した上で、会合の開催目的、主な議題、議論の概要、決定事項等について、大まかな議事録や概要を公表する仕組みを整えること。政策や支援体制がどのように決められているのかを当事者にも分かりやすくすることで、福祉行政への理解と信頼の向上につながると考える。

4 障害福祉の政策決定における当事者参加制度の構築について

障害福祉に関する制度や政策は、実際にその制度を利用する障害当事者の生活に直接関わるものである。そのため、制度を提供する側だけでなく、実際に制度を利用している当事者の意見を政策決定に十分に反映させることが重要である。審議会、検討会、意見交換会等への当事者の継続的な参加を制度として保障し、当事者の声を政策形成の中心的な情報として活用する仕組みを構築すること。

5 成年後見人に対する障害理解及びコミュニケーション研修の充実について

成年後見人は、障害のある本人の生活や財産、各種手続き等に関わる重要な役割を担っている。そのため、司法書士等の専門職が成年後見人として本人を支援する際には、障害特性を理解し、本人に分かりやすい方法で意思確認やコミュニケーションを行うことが重要である。特に、障害のある本人との日常的なやり取りにおいて、本人の意思を尊重しながら円滑なコミュニケーションを図るための研修を充実させ、必要に応じて研修受講を義務化するなど、成年後見人の障害理解を促進する仕組みを整備すること。

6 障害者グループホームにおける食事提供の質及び栄養管理の充実について

障害者グループホームでは、事業所によって、手作りの食事、湯煎による食事、宅配による食事など、食事提供の方法に大きな違いがある。食事の提供方法が異なること自体には、それぞれの事情や利点があると考えるが、事業所によって食事の質や栄養管理に大きな差が生じることは、利用者の健康管理にも関わる問題である。そのため、グループホームにおける食事提供について、栄養面や衛生面等の一定の基準を設け、どの事業所に入居しても一定水準の食事と栄養管理が受けられるよう、制度の統一化・質を確保すること。

7 モニタリング頻度の柔軟化について

障害福祉サービスにおけるモニタリングは、利用者の状況を確認し、適切な支援につなげるために重要なものである。一方で、利用者によってはモニタリングの頻度が多すぎると感じたり、負担や心理的な圧迫を感じたりする場合がある。そのため、一律に頻度を設定するのではなく、本人の生活状況、障害特性、希望等を踏まえ、本人と相談しながらモニタリングの頻度を柔軟に調整できる仕組みを整えること。

8 障害者の性に関する相談・支援体制及びサービス利用料金への配慮について

障害者にとって、性に関する悩みや課題は、生活の質や精神的な安定、人間としての尊厳にも関わる重要な問題である。しかし、性に関する問題は社会的にタブー視される傾向があり、障害者についても十分な議論や相談・支援が行われていない現状がある。

現在、障害者の中には、性に関する悩みへの対応や交流、リラクゼーション等の目的で、メンズエステ、風俗店、ソープランド等の民間サービスを利用する場合がある。しかし、これらのサービスは利用料金が高額になることがあり、特に障害年金等の限られた収入で生活している障害者にとっては、経済的な負担が大きく、必要性を感じていても利用することが難しい場合がある。

そのため、障害者の性に関する課題を社会的な課題として捉え、安心して相談できる窓口や専門的な相談・支援体制を整備するとともに、民間の性関連サービスについても、障害者の経済状況に配慮した利用料金や割引制度等の可能性について、事業者・関係団体等と検討すること。

また、障害者が性に関する悩みを抱えた際に、特定の民間サービスだけに頼ることなく、適切な情報提供や相談支援を受けられる環境を整備していただきたいと考える。

性に関する問題を個人だけの問題として放置するのではなく、人間の尊厳や生活の質に関わる社会的な課題として捉え、障害者が安心して相談や支援を受けられる環境を整備するとともに、経済的な理由によって必要なサービスへのアクセスが過度に制限されることのないよう、価格面を含めた支援について検討すること。

9 障害者グループホームの契約時における選考制度の見直しについて

障害者グループホームへの入居を希望する際、事業所側が複数の希望者を受け入れ候補として比較し、その中から入居者を選考するケースがある。また、自分より前に希望している人の意思確認を待った上で、事業所から回答される場合もある。

事業所側が、現在入居している利用者との相性や共同生活の適性を考慮することには一定の理由があると考ええる。しかし、実際に生活してみなければ分からない部分も多く、選考だけで相性を判断することには限界がある。特に、緊急性が高く入居を必要としている障害者にとって、長期間待たされることは大きな負担となる。

そのため、グループホームの契約時における利用者選考について、必要以上に入居者を比較・選別する仕組みを見直し、本人の緊急度や生活上の必要性をより重視する制度へ改善すること。また、実際に生活してみて継続が難しい場合には、適切な退去・移行支援を行うなど、入居前の選考だけに依存しない仕組みを検討すること。

10 障害者グループホーム契約時における情報の非対称性の解消について

障害者グループホームを契約する際、体験利用の段階では分からなかった日課、生活上のルール、支援員との関わり方、他の利用者との生活上の決まり等が、本利用を開始してから初めて明らかになる場合がある。

事業所側は日常的な運営内容を把握している一方、入居を希望する本人は実際に生活を始めるまで分からない情報が多く、契約前の段階で事業所と利用者との間に情報の非対称性が生じている。これは、入居後に「思っていた生活と違った」という問題につながり、障害のある本人に大きな心理的・生活上の負担を生じさせる可能性がある。

そのため、グループホームの契約前に、通常の日課、食事、入浴、外出、門限、支援員との関わり方、他の利用者との共同生活に関するルールなど、本利用開始後の生活に関する重要な情報を可能な限り事前に書面で提示することを各事業所に求める仕組

みを整備すること。体験利用だけでは把握できない情報についても、契約前に十分な情報提供を行うことで、本人が納得した上で入居先を選択できる環境を整えていただきたいと考える。

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1053の1 号	受理年月日	令和8年 9月24日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳 情 者					
件 名	高齢単身者の府営住宅入居に関する特段の配慮を求めることに関する陳情				
要 旨	私は72歳の高齢単身者であり、身寄りのない住宅困窮者である。現在居住しているシェアハウスの契約更新が困難となる見込みであり、このままでは住まいを失う切迫した状況にある。民間賃貸住宅への入居も年齢を理由に断られ続けており、公営住宅への入居以外に道がない。 単身高齢者を対象とした募集枠のある府営住宅西大久保団地に、本年これまで4回応募したが、倍率が約100倍にも及び、いずれも落選した。本年10月にも再度、特別募集枠にて応募する予定であるが、このままでは11月以降、住まいを失うおそれがあり、高齢の単身者として大変不安な日々を過ごしている。 ついては、府営住宅西大久保団地をはじめとする高齢単身者向け府営住宅に関し、次の事項について陳情する。 1 真に住宅に困窮する高齢単身者に対し、府営住宅入居選考における優先的配慮（倍率の緩和、優先枠の拡充等）を講じること。 2 住宅確保が急務である高齢者に対し、府営住宅入居までの緊急的な住まいの確保（一時入居支援等）について、配慮すること。				

(案)

令和8年 月 日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三 殿

危機管理・健康福祉常任委員長 林 正 樹

閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

1 件 名

- (1) 危機管理について
- (2) 消防及び防災について
- (3) 福祉対策について
- (4) 保健医療対策について

2 理 由

審査及び調査が終了しないため

開催事等に係る委員会調査の結果概要について

健康福祉部

開催事等名	主催者名 (招待者名)	会 場 (市区町村名)	年 月 日
共同募金運動80回記念 第75回京都府社会福祉大会	京都府、 社会福祉法人京都府社会福祉協議会、 社会福祉法人京都府共同募金会、 一般社団法人京都ボランティア協会	京都府民総合交流プラザ（京都テルサ） （京都市南区）	令和8年9月4日（金）